



## Global Talent Visa Program (subclass 858)

**目的:** オーストラリア国にとって重要な産業セクターや経済促進につながる高度人材に対し永住権を与える目的のビザとなります。申請時に雇用主が決まっている必要はありません。

**期間:** 永住ビザとして5年発行

**手順:** 次の2つのステップになります。

1. EOI (申請意思表示)

申請するにあたり必ず推薦者が必要となります

- ・オーストラリア国籍か永住者
- ・適格なニュージーランド国籍
- ・オーストラリア企業

\*もし首相による特別な認定(Endorsement by Prime Minister's Special Envoy for Global Business and Talent Attraction)を頂いた場合は、推薦者は不要となります。また推薦者は雇用する必要もありません。

2. ビザ申請

EOIが政府から認められ、「招待」された後にビザ申請が可能となります。

**審査期間:** 審査はEndorsementがある場合は3カ月前後

### <おもな要件>

**ターゲットセクター(産業)** 以下の10産業が政府として優先的な業界となりますがこれのみではありません

- 資源
- 農業食品やアグリテック
- エネルギー
- 医療・ヘルス業界
- 軍事や宇宙産業
- サーキュラーエコノミー
- デジタルテクノロジー
- インフラ事業や観光
- 金融サービスやフィンテック
- 教育

### 能力(タレント)

- 国際的に認知されていることを優れた業績をもって証明すること。
- 現在も専門分野で著名であること
- その専門分野において、オーストラリアの資産となることを証明すること。
- オーストラリアで雇用を得ること、またはその分野で確立することが困難でないこと。
- オーストラリア国内の同分野の著名な団体または個人が、グローバル人材として推薦していること。

AOM Visa Consulting

Shiroyama Trust Tower27F, 4-3-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6027  
email: [info@aom-visa.com](mailto:info@aom-visa.com) Tel: 81-3-4540-6305 Fax: 81-422-88-7781

候補者は、高い基準を満たし、専門家としての優れた実績を示す必要があります。これには以下が含まれます。

- 上級職
- 特許
- 専門的な賞
- 国際的な出版物
- 会員資格

### 高収入であること

候補者は、[フェアワークの高収入基準である](#)オーストラリアドル以上の給与を得る能力があることが望ましいとされています。この数値は毎年7月1日に調整されます。

これを評価する際には、以下を考慮します。

- 給与明細や契約書に記載されている現在の給与額
- 報酬の概要を示す将来の仕事のオファー
- 対象部門の最近の博士号取得者

### オーストラリア国に貢献できること

以下のようなエリアで、国の発展や促進に貢献できること

- 経済的
- 社会的
- 文化的
- アカデミック、芸術的な面、そしてスポーツなどオーストラリアを国際的なレベル向上に貢献できる人材であること

### 国際的に認知されていること

以下のようなエリアで既に国際的な知名度があり、国の発展や促進に貢献できること

- 専門性
- スポーツ
- 芸術
- アカデミックや研究者

### 年齢

18歳-54歳以下であること

### 英語力

Functional (IELTS.4.5)レベルであること — 満たない場合は2度目の申請料金支払う事で免除